

会議名称		平成15年度第1回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時		平成15年5月30日(金) 14時～17時40分	
場所		杉並区役所 職員能力開発センター4階 会議室	
出席者	委員	江藤会長 小井委員 佐藤委員 高橋(一)委員 高橋(博)委員 長津委員 花柳委員 平田委員 本橋委員 門脇委員 佐々木委員 富本委員 西村委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員	
	実施機関	阿部総務課総務係主査 四居区民生活部長 佐々木区民課長 玉山地域課長 内藤納税課長 清水経済勤労課長 土佐国民健康保険課長 土屋障害者施策課 長 増井児童課長 本橋南福祉事務所長 浅川健康推進課長 皆川生活衛生課 長 小林住宅課長 吉田建築課長 上原環境課長 大藤学務課長	
	事務局	納富区長室長 小林行政管理担当部長 [情報システム課] 中村課長 和久井副参事 藤本管理担当係長 村野 主査 鳥居運用担当係長 小林開発担当係長 片山開発担当係長 塩畑 開発担当係長 丸山開発担当係長 山根開発担当主査 [総務課] 牧島副参事 大井情報公開係長 増田主事	
傍聴者		5名	
配付資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度第5回情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>平成15年度第1回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問</li> <li>平成15年度第1回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料</li> </ul>	
次第	1 平成14年度第5回会議録の確定		
	2 諮問・報告事項		
	平成14年度電算運用考査実施報告概要及び改善策		報告1
	杉並区情報セキュリティ対策指針について		報告2
	住民投票に関する業務の登録について		報告3
	公共施設予約システムに登録する個人情報項目について		諮問1
	公共施設予約システムに関する業務の登録について		報告4
	公共施設予約システムに関する業務の外部委託について		諮問2
	公共施設予約システムに関する業務の外部委託について		諮問3
	公共施設予約システムに関する業務の外部結合について		諮問4
	滞納整理システムに登録する個人情報項目について		諮問5
	地域活性化セミナーに関する業務の登録について		報告5
	地域活性化セミナーに関する業務の外部委託について		諮問6
地域活性化セミナーに関する業務の外部委託について		諮問7	

	商店街等活性化に係る補助金交付に関する業務の登録について	報告 6
	連鎖倒産回避緊急対策に関する業務の登録について	報告 7
	SOHO開設支援に関する業務の登録について	報告 8
	老人福祉システムに記録する個人情報項目について	諮問 8
	障害者福祉システムに記録する個人情報項目について	諮問 9
	知的障害者（児）位置探索システム事業に関する業務の登録について	報告 9
	知的障害者（児）位置探索システム事業に関する業務の外部委託について	諮問 10
	ユースプロジェクトすぎなみに関する業務の登録について	報告 10
	施設措置システムに記録する個人情報項目について	諮問 11
	特別養護老人ホーム入所情報の提供に関する業務の登録について	報告 11
	保健衛生システムに記録する個人情報項目について	諮問 12
	がん検診に関する業務の外部委託について	諮問 13
	健康増進事業に関する業務の登録について	報告 12
	保健衛生システムに記録する個人情報項目について	諮問 14
	区営住宅管理システムに記録する個人情報項目について	諮問 15
	省エネルギー措置の届出に関する業務の登録について	報告 13
	住宅用太陽光発電システム機器設置費補助事業に関する業務の登録について	報告 14
	学齢簿システムに記録する個人情報項目について	諮問 16
	就学・学齢簿管理に関する業務の登録について	報告 15
	証明書自動交付機に関する業務の登録について	報告 16
	住民基本台帳管理に関する業務の外部委託について	諮問 17
内 容	1 平成 14 年度第 5 回会議録の確定	
	2 諮問・報告事項	
	平成 14 年度電算運用考査実施報告概要及び改善策	了 承
	杉並区情報セキュリティ対策指針について	了 承
	住民投票に関する業務の登録について	了 承
	公共施設予約システムに記録する個人情報項目について	答 申
	公共施設予約システムに関する業務の登録について	了 承
	公共施設予約システムに関する業務の外部委託について	答 申
	公共施設予約システムに関する業務の外部委託について	答 申
	公共施設予約システムに関する業務の外部結合について	答 申
	滞納整理システムに記録する個人情報項目について	答 申
	地域活性化セミナーに関する業務の登録について	了 承
	地域活性化セミナーに関する業務の外部委託について	答 申
	地域活性化セミナーに関する業務の外部委託について	答 申
	商店街等活性化に係る補助金交付に関する業務の登録について	了 承
	連鎖倒産回避緊急対策に関する業務の登録について	了 承
	SOHO開設支援に関する業務の登録について	了 承

老人福祉システムに記録する個人情報項目について	答 申
障害者福祉システムに記録する個人情報項目について	答 申
知的障害者（児）位置探索システム事業に関する業務の登録について	了 承
知的障害者（児）位置探索システム事業に関する業務の外部委託について	答 申
ユースプロジェクトすぎなみに関する業務の登録について	了 承
施設措置システムに記録する個人情報項目について	答 申
特別養護老人ホーム入所情報の提供に関する業務の登録について	了 承
保健衛生システムに記録する個人情報項目について	答 申
がん検診に関する業務の外部委託について	答 申
健康増進事業に関する業務の登録について	了 承
保健衛生システムに記録する個人情報項目について	答 申
区営住宅管理システムに記録する個人情報項目について	答 申
省エネルギー措置の届出に関する業務の登録について	了 承
住宅用太陽光発電システム機器設置費補助事業に関する業務の登録について	了 承
学齢簿システムに記録する個人情報項目について	答 申
就学・学齢簿管理に関する業務の登録について	了 承
証明書自動交付機に関する業務の登録について	了 承
住民基本台帳管理に関する業務の外部委託について	答 申

開 会	
会 長	開会のあいさつ
区 長 室 長	欠席委員の紹介
住基ネットワークに関する報告の扱いについて	
会 長	議題に入る前に、区から住民基本台帳ネットワークに関連して経過報告と、皆様の意見聴取をしたいという申し出があります。
区長室副参事	実施機関から、審議会の場で経過を報告し、併せて委員の皆様からご意見を伺いたい旨の申し出がありました。報告の順ですが、諮問 17 と今回の住基ネットワークのご報告とが、密接な繋がりがありますので、その報告をさせていただいた後に、諮問 17 を諮問させていただきたいと思えます。
会 長	それではそういう手順でいきたいと思えます。
区長室副参事	なお資料は、本日、席上配布をさせていただきました。 また、もう 1 点ですが、今回写真撮影の申し出がありましたので、ご判断をお願いします
会 長	写真撮影はどこがするのですか。
区長室副参事	広報課です。
杉並新聞	杉並新聞ですが、一緒に撮影させていただけないでしょうか。
区長室副参事	杉並新聞から併せて写真を撮影したいという申し出がありました。
会 長	特にご異論がなければ、撮影を認めることとします。では議事に入ります。最初に、前回 14 年度第 5 回の会議録ですが、事務局から何かありますか。
区長室副参事	本日、正誤表を席上配付しましたが、さらに内容に若干の不備がありましたので、会議録の確定は次回にお願いしたいと思えます。
会 長	では次回確定ということにし、報告・諮問事項に入ります。
報告・諮問事項の審議	
区長室長	諮問事項の朗読
会長へ諮問書の提出	
報告第 1 号	
会 長	初めに報告 1 号について、事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	報告第 1 号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	セキュリティ管理については、サーバーの二重化を図っているということを中心にお話しされましたが、具体的には、パソコンの外部記憶装置であるファイルや CD といったフロッピーディスク等の職場の管理の実態はどうだったのか。また、私物パソコンに対する管理の問題。なかにはゴミ捨て場に捨てて地方自治体の大切なデータが外部の方に見られる可能性があったという新聞記事もあります。その辺りの関係について、もう少しセキュリティについて補足していただけたらと思えます。
情報システム課長	SWITCH パソコンを導入する際にパソコンの管理マニュアルを作っています。ご指摘のあったフロッピーディスク、CD-ROM、CD-R といった外部記録装置に関する記録についても規制を加えて、実際にデ

	<p>ータを蓄える箇所をセンター管理、すなわちパソコンを制御するサーバーの中に設けて、外に出せないような管理方法を実行しています。</p> <p>私有パソコンの件についてですが、SWITCH パソコンを配備する前は、職員が持ち込んだ私有パソコンを使っていたという実情がありましたが、今は一人一台という形でパソコンを整備し、私物パソコンについては原則、使用しないという規制を設け、徹底させているところです。</p>
委員	<p>私物のパソコンを原則として使用禁止するのはいいのですが、例外があり得るのか、あるとすればどういうケースでしょうか。</p>
情報システム課長	<p>前回の審議会でも説明いたしました。学校事務において、まだSWITCH パソコンが十分に行き届いてない部分があり、これについては規制を十分に加えた上で、私有パソコンの使用を認めています。ただし、15年度に新たに約650台のパソコンの追加導入を予定しており、学校もその中に入っています。十分な台数が導入できた後には、私有パソコンについて改めて見直していく形になると思います。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
委員	<p>セキュリティも含めていろいろな改善を図るため、具体的に操作してみるとというような職員研修や、リーダーによるさまざまなチェックは、どのくらいの時間が設けられているのですか。</p>
情報システム課長	<p>SWITCH パソコンを導入したときに、セキュリティに関する研修と、実際の操作について、例えばメール送信に関する操作上の研修を、パソコンを配付先の職員すべてに行っています。特にセキュリティについては、これからパソコンを使って簡単に情報の伝達ができたり、あるいは情報を生み出すことができますから、先ほど申し上げたセキュリティマニュアルの中身について、より入念に時間をかけて研修をしました。新たに650台を今年も入れますが、新たに配備する所管の職員に対しても同じような研修をしていきたいと考えています。逆に研修を受けなければ使えない仕組みになっています。</p>
委員	<p>この運用考査は毎年行われるのですが、私の知る限りでは他の団体で行われている例が極めて少なく、監査はあるけれども、区長の権限で自ら弱点を探して運用管理の適正を図るという方策は、杉並区の非常によい伝統ですので、さらにこれを充実すべく継続してやっていただくようにお願いしたいと思っています。</p>
委員	<p>機械ですから、その判断は「イエス」か「ノー」になると思います。でも人間の生活はケース・バイ・ケースなどルーズな部分というのが、いろいろな意味ですごく大事になってくる訳です。</p> <p>行政上、コンピュータシステムというものが人間社会を構築していく上において、何か判断の材料として使うのか、あるいはこれを決定的なものにするのですか。</p>
情報システム課長	<p>もちろん、判断の材料にします。人間が機械に支配されるということはありません。コンピュータは、情報を記録するひとつの道具です。必要なときにその記録が見られる。あるいはその記録が伝達できる道具という位置付けで、お考えいただければと思います。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他にございませんか。なければ報告第1号は受けたことにして、報告</p>

	2号について、説明をお願いします。
報告第2号	
情報システム課長	報告第2号について説明
会 長	ただ今の報告について、質問、ご意見等がありますか。
委 員	7番の、区の管理する情報資産が持つ価値を機密性、完全性、可用性とは、どういう意味ですか。
情報システム課長	資料2の1頁をご覧ください。一般的に、情報セキュリティを確保するための視点として、この3つが挙げられています。機密性とは、許可された者だけが情報にアクセスできることを確実にする。完全性とは、情報及び情報処理方法が正確であり、完全であることを保護する。可用性とは、認可された利用者が、必要なときに情報及び関連する情報にアクセスできることを確実にすることです。
委 員	資料3の1頁、大きな3の5で職員等の遵守義務及び違反への対応ということで、具体的にはどのような処分ですか。また、明記されているのか。
情報システム課長	これについては、違反の度合いにもよると思います。具体的に実効性を担保するために、基本方針を続けざるを得ないということになります。これから策定していく対策基準に委ねていきたいと思います。
委 員	パソコン上で職員の方が情報を得たとします。当然、使用する場合には文書にコピーしなければならない場合も出てきます。その紙の管理はどうなっていますか。
情報システム課長	今、申し上げた情報資産の中には、パソコンや大型コンピュータで磁気媒体として管理されるものだけでなく、委員ご指摘の紙による情報資産、紙による情報についても、情報資産の適用範囲の中に入っていますので、この基本方針及び対策基準の対象となるということです。
委 員	その紙を使用した以後というのも、情報リーダーが全部管理する訳ですか。
情報システム課長	情報リーダーになるかどうか未定ですが、然るべき責任者を置いて管理していく。例えば、ファックスを出すときには、それを依頼した人がファックスの機械のところに必ずいることなど、このような対策基準、取扱い方法を具体的に決めていくと思います。
委 員	当然、CDに記録する場合も出てきますね。そういう場合もすべて同じように管理システムをきちっとして、誰が使ったか、誰が最終的に管理したか、最後はどうなったかまでチェックする訳ですね。
情報システム課長	そうです。
委 員	わかりました。
委 員	このセキュリティ対策指針は、一般にはセキュリティポリシーのことだろうと思いますが、割合早くこれをお作りになったのは結構なことだと思います。というのは、このセキュリティポリシーを作った地方自治体は、まだ半分に満たないのです。統計的に資料がありませんからわかりませんが、もしかすると3分の1くらいかもしれない。その意味では事務局のご努力に敬意を表したいと思います。 ところで、ISMSの認定を取るということでしたが、予定がいつご

	<p>るなのか。2点目は、実施手順等早急にといわれるのですが、まさに早急にやらなければいけないので、大体、いつごろを見通しているのか。他との案件の判断とも関係しますので、その所ははっきりと言っていたきたい。</p> <p>次に、いちばん問題はセキュリティの対策指針をお作りになって、それだけで終わってしまうのが一般的なのです。やはり職場の管理者一人ひとりと、職員にも普及啓発をしていかなければいけない。そうすると、今、質問が出たように、こういうものを職員が読んでも、わかりにくいことが多いのです。これらに対して普及啓発の具体的な施策は、どのようなことを腹案として持っているのか。</p>
情報システム課長	<p>まず、ISMSは今年度中、平成16年3月までに認証取得を考えています。対策基準については来月中に策定したいと思っています。この対策基準を受けての実実施手順ですが、これは各課、各所、各部門で対策基準を見て作るようになりますので、対策基準ができた段階で、1回、全庁的な説明会を行います。この説明会が終わったところから、それぞれ各課、各所でそれに見合う実施手順を作ることになります。</p> <p>どのように普及啓発をしていくかですが、夏から秋にかけて全庁的に研修をし、先ほども申し上げたマネジメントサイクルを回していく形になると思っています。</p> <p>後ほど所管から説明しますが、住基ネットに対する姿勢にも表われているように、杉並区の場合、かなり個人情報保護や情報セキュリティに対して、区民から大切な情報をお預かりしているという立場で考えています。先ほど委員からお話がありましたが、一般にはセキュリティポリシーと言いますが、杉並は対策指針と呼んでいます。セキュリティポリシーについては策定しているところがまだ少ないのですが、杉並は自治体として他に先駆けて、是非、全職員に周知するとともに、ただ単に作るだけでなく運用していく。ISMSの認証もさせていただくという形で、これからも取り組んでいきたいと考えています。</p>
委員	<p>杉並区が一生懸命されているのはわかるのですが、この前提にあるというのはe-ジャパン計画とかだと思えます。例えば、ISMSを取得していない自治体との連携に関して、どういった基準を設けるか、今でなくて結構ですが、方向性としてお話しただければと思います。</p>
情報システム課長	<p>そこまでまだ考えが行き届いてないというのが実態ですが、実際にISMSについては、認証機関などがさまざまな登録を調整しています。自治体として来年3月までにISMSが取れば、杉並が第1号ではないかと思っています。実際にそのISMSの機能等についても、認証を取得した後、自治体でこれを取得すると、どれだけセキュリティが確保できるのかは積極的にPRしていきたいと考えています。その意味で、実りのある第1号になればと思っています。</p>
委員	<p>個人情報がどの程度引っかかるかわかりませんが、他の自治体と情報交換することになるのが前提だと思います。低いセキュリティレベルの自治体とは連携しない、ということは考えていますか。</p>
情報システム課長	<p>実際にセキュリティに対する認識が低いとは言いませんが、高くない自治体というのはまだあると思います。そういった所にも、杉並は杉並</p>

	でこういったセキュリティポリシーを作っている、あるいはI S M S を目指すという姿勢は、個人情報保護をより重要視する自治体としてPRしていきたいとは思いますが。そのひとつの表われがI S M S であるご理解いただければと思います。
会 長	他にございますか。なければ報告2号は承ったことにします。次に報告3号について、事務局から説明をお願いします。
報告第3号	
政策経営部副参事	報告第3号について説明
会 長	何かご質問、ご意見はございますか。ないようですので報告の3号は受けたことにします。次に諮問1号、報告4号、諮問の2、3、4について、一括して事務局から説明をお願いします。
諮問第1号・諮問第2号・諮問第3号・諮問第4号 報告第4号	
政策経営部副参事	諮問第1号について説明
区長室副参事	報告第4号・諮問第2号・諮問第3号・諮問第4号について説明
会 長	ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。
委 員	資料3の8頁に「常習的な解約者等にペナルティ対応を行う」とあります。こちらからみて、どんな悪い者がいて迷惑をかけているか、どういふペナルティを科すのかももう少し補足していただけますか。
地域課長	従前は、使用料を事前に支払うことが原則となっていました。申込みをしてから、使用前までに使用料を支払うことで、理由なくキャンセルした場合には、使用料を還付しないということで、実質的なペナルティとしてきました。 今回、システムの導入と併せて、区民が利用しやすくするために、使用料の支払いは原則当日支払いになります。ただし、大きなホールや、無人の施設等については従前どおり、事前に支払ってまいります。 キャンセルの連絡をした人と、キャンセルの連絡をしない人、支払いもしなかった人等に対するペナルティのバランスの問題等もありますので、キャンセルの連絡をせずに理由もなく使わなかった人については、申込みを30日間停止するとか、60日間停止する等の何らかのペナルティを科して、キャンセルを防止することを準備しています。
委 員	使用停止期間は30日間から60日間ということで、データに登録され、その後、ペナルティの対象となるようなキャンセルをするようなことがなくなった場合、この情報を、ペナルティの実績として載せたままにするのか、それとも1年か2年で消してしまうのか。
地域課長	常習的にキャンセルすることが多い場合は、何日間停止するというように、キャンセルの度合いに応じるのか、または、一度利用停止処分を受けているものに対しても、再度同等の処分をするのか、これから細かく詰めていくことになるだろうと思います。初めてのペナルティ制度ですので、区民の皆さんに理解いただけるような形でルールを決めたいと思っています。
委 員	メールアドレスが登録されるということもあり、もし間違いがあったり、いろいろなことでトラブルがあった場合に、どこが、どのような責任を持って対処されることになるのでしょうか。

地域課長	基本的に施設利用に関するトラブルについては、施設管理者と申込者の間で行われると思いますが、システムに絡む問題については地域課で調整をしたいと考えています。
委員	トラブルについては、利用者に前もって、はっきりわかるように通知されることになりますか。
地域課長	ペナルティで申込みできないというのは行政処分になりますので、処分をきちんとお知らせし、内容を理解していただくように準備します。
委員	15番に施設利用目的という項目があります。その施設を利用したいという目的があるから申し込む訳ですから、ここは目的でなくて形態ではないかと思います。例えば体育室などは集中して使う時間帯と空いている時間帯があります。空いている時間帯を多様に、体育室ならではの利用の仕方もあります。そういうことに臨機応変に対応すると大変助かるのですが、体育室は体育に限るといって、空いた時間が全然使われなままになってしまいます。 茶室を利用するときは、お茶をするために利用する訳ですから、必ず施設には利用の名称がある訳です。そこで施設利用目的ということが、ちょっとわからないのです。例えばそれをどう利用するのかという形態のほうが、わかりやすいのではないかと思います。
地域課長	記載している使用目的に細かい意味はありません。例えばダンスに使うとか会議に使うというように、施設の利用調整のために施設管理者側が、うまく調整できるようにという大きな意味で、利用形態に近いだろうと思います。
委員	今のお話を伺って安心しました。使用したい施設が目的外のものであっても、それが大変利便性がある場合には臨機応変に使うことも可能ですね。
地域課長	現実には施設ごとに多少異なっています。
委員	それはこの施設には合わないなどという最終的な判断は、外部委託だろうと何だろうと、どなたかが判断する訳ですね。
地域課長	基本的には、施設管理者が管理として可能な範囲内でお貸ししているというのが実態です。
委員	我々が借りる場合にいちばん大事なことですが、使用することによってその施設が損傷されることのない限り、そこを活用したいという場合には、ある程度柔軟性があるということによろしい訳ですか。
地域課長	個々に詰めて柔軟性を持ってやっているとはここでは、言い切れません。例えばダンスのときに床を傷つけるなど、いろいろ細かいことはありますけれども、なるべく利用していただけるような方向に、現在は進んでいます。
委員	わかりました。
委員	7頁の委託先の民間事業者は、大体どういった内容でしょうか。
地域課長	今年から区民センターの受付窓口を、運営協議会以外に民間事業者に委託しています。7つの区民センターについて7つの会社が受託先になっています。主にいままで清掃等を管理していた会社も含めて入札で決定した会社です。

委員	全くの民間会社ということですね、わかりました。また、株式会社NTTデータが選ばれた理由や、実績はどう判断されていますか。
地域課長	区でコンペティションというかプロポーザル方式を採り、機能と金額について提案していただきました。その中でいちばん機能の良いもので、かつ料金の安いものを選びました。ちなみに現在、23区では世田谷区と大田区がNTTデータのこのシステムと同じものを基本的に使っています。
会長	他にございますか。ないようですので、諮問第1号から第4号までは決定、報告第4号は受けたということにします。次に諮問第5号をお願いします。
諮問第5号	
情報システム課長	諮問第5号について説明
会長	ご質問、ご意見等ございますか。
委員	東京都が住民税の滞納について、市区町村に代わっているいろいろなことをやりましょう、と言っているという新聞記事を読んだことがありますけれども、それとこれとは何か関係がありますか。
納税課長	基本的には滞納整理ですので、本来は区の仕事なのですが、48条の場合は全権委任というか、都で仕事をさせていただきます。この部分について特には関わりがないということで、ご理解いただきたいと思ます。
会長	他にございますか。なければ諮問第5号は決定とさせていただきます。次に報告5号、諮問6号、諮問7号について、一括して事務局から説明をお願いします。
報告第5号・諮問第6号・諮問第7号	
区長室副参事	報告第5号・諮問第6号・諮問第7号について説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますか。
委員	NPOに対する個人情報保護の啓発は、どのように考えておられますか。
経済勤労課長	委託の条件に書かれているとおり、秘密の保持や再委託の禁止といった8項目にわたる項目について遵守するようにしています。
委員	委託の条件はこう書かれていますが、契約のときにははっきりさせたからよしとするのではなく、常時啓発をしていかなければまずい訳です。それについてはどうお考えですか。
経済勤労課長	確かに個人情報の保護という意味での啓発活動は、日常的にやっていたらいいかなと思います。そういう意味では、このセミナーが何回かにわたって行われますので、その都度、確認という意味で啓発してまいりたいと思ます。
委員	個人情報の記録内容の中に趣味というのはあまりなかったのですが、これは必要なのでしょうか。また、受賞、表彰歴ですか。これはなぜ出てきたのですか。
経済勤労課長	非常に雇用情勢が厳しく、求職先に書類を持って行ってもなかなか見てもらえない状況において、求職者のセミナーでは、まず全体を集めた講座と、各個人への面接の仕方、職歴の書き方、自己PRの書き方も含

	めて、個人カウンセラーも予定しています。そのときに必要になりますので趣味も含めて収集をしていきたいということです。
委員	もちろん本人の申し出が前提ですね。
経済勤労課長	前提です。
委員	こちらから強制ではないですね。
経済勤労課長	そういうことです。
委員	わかりました。
会長	他にございますか。なければ諮問6号、7号は決定、報告5号は報告を受けたということにします。次に報告6号、7号、8号を一括して、事務局からお願いします。
報告第6号・報告第7号・報告第8号	
区長室副参事	報告第6号・報告第7号・報告第8号について説明
会長	ご質問、ご意見等ございますか。
委員	資料27頁の商店街組合等の代表者の団体加入状況には、何を書くのですか。
経済勤労課長	商店街の加入の組合員数を書きます。
会長	他にございますか。なければ、報告6号から報告8号は報告を受けたということにします。次に関連している諮問の第8号、9号、10号、報告9号を一括して事務局からお願いします。
諮問第8号・諮問第9号・諮問第10号・報告第9号	
情報システム課長	諮問第8号・諮問第9号について説明
区長室副参事	報告第9号・諮問第10号について説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	報告9の23頁の個人情報の記録の内容を、保護者としなくて、あえて介護者（申請者）としたのは、何か特別な理由があるのですか。それともほかの施設等との噛み合わせなのですか。
障害者施策課長	特に理由はありません。単なる保護者とは違い、実際、本人のお世話にあたる方を中心にやりますので、介護者という表現です。
委員	ということは、ホームヘルパー等々が申請してもいいということなのですか。
障害者施策課長	そういう意味ではありません。これは原則的には家族ということになります。家族の中でも扶養義務者とみるのかということもありますが、実際に本人の世話に中心になって当たる方ということで、介護者という意味です。ですから原則的には家族です。
委員	家族を中心に考えているということですか。
障害者施策課長	はい。
委員	わかりました。
会長	他にございますか。なければ諮問8、9、10は決定、報告9は受けたということにします。ここで10分ほど休憩とします。
(休憩)	
報告第10号、報告第11号、諮問第11号	
会長	再開いたします。それでは報告10号、11号、諮問11号について一括してお願いします。

区長室副参事	報告第10号について説明
情報システム課長	諮問第11号について説明
区長室副参事	報告第11号について説明
会 長	ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等ございますか。
委 員	<p>資料 25 頁のユースプロジェクトすぎなみに関する業務で、子どもの権利条約という言葉が出てきています。子どもの権利条約の定義としては、18 歳未満の子どもを対象にしているのですが、こちらでは 12 歳から 18 歳までと書いてあります。</p> <p>サポーターが 18 歳以上ということは、何か根拠があるのか。また、子どもの権利条約に関して、このように漠然と書いてありますが、実際に学校現場で、子どもの権利についてどのような教育をされているのか。それに対して、子どもたちが、自分たちに権利があるということをごだけ認識しているのか。子どもの権利条約の勉強会をやると言っても、子どもの権利イコール義務も伴うのではないかという大人の認識の中で、どのような形で進めていくのか。これは、子どもに関する個人情報という形で、このようになっていますが、実際に進めていく方は、どう進めていくのか疑問です。</p> <p>それから、私はこの子どもの権利条約の学習会等々、杉並と世田谷の、いろいろな所で動いていますが、杉並区には翻訳家で、ジュネーブで毎回、国連の動きを実際に見ている方がいらっしゃいます。こういう方たちに、どのような形で加わっていただくよう、お願いするのか。子どもの権利についての考え方を聞かせてください。</p>
児童課長	<p>これは、すでに「ユースプロジェクト」、あるいは「子ども委員会」というものをつくっておりますが、18 歳以上のサポーターとは、そういったところを経験した、主に大学生の皆さんで、それでうまくいっている。そういう意味で年齢が 18 歳以上となっています。</p> <p>学校教育の中身については、教育委員会の所管になりますが、子どもさんたちにとっては、知っている子どももいるし、知らない子どももいるという中で、条文にも書いてあるように、大人の責任でもありますから、まず子どもの権利条約について、とりあえず知っていただく、みんなで勉強しようということです。早稲田大学の、教授と大学院生に協力していただき、私どもも加わっているということで、大変有効に行われていると思っております。委員がご紹介された翻訳家の方々につきましては、前回までお願いしてあった協力者ということです。これは少し年数が経ったものですから、今回は改定ということで、その立場からは離れていただいたという経緯がございます。</p>
会 長	<p>他にございますか。ないようですので、報告 10 号、11 号は受けたことにして、諮問 11 号は決定ということにいたします。</p> <p>次に、諮問の 12 号、13 号、14 号、報告 12 号について、事務局から一括してお願いします。</p>
諮問第 1 2 号、諮問第 1 3 号、諮問第 1 4 号、報告第 1 2 号	
情報システム課長	諮問第 1 2 号について説明
区長室副参事	諮問第 1 3 号・報告第 1 2 号について説明
情報システム課長	諮問第 1 4 号について説明

会 長	ご質問ご意見ございますか。
委 員	諮問 13 について、乳がんの個人情報の項目の 5 番目にある、婚姻・離婚の状況が必要なかどうか。私は必要不可欠とは思いませんが、その理由をお話いただけますか。
区長室副参事	まず、この委託にかかる個人情報の項目について、業者が入力する項目は 1 から 4 までの項目で、それ以外の項目は入力しません。この「子宮がん・乳がん」では、それぞれ 7 項目、10 項目の記載がありますが、これは検診表に記載のある項目です。この検診表を入力原票として業者に渡すことから、業者の目に止まる訳です。したがってこの項目も含めて、委託にかかる個人情報の項目として諮問させていただいているところでございます。
委 員	現状でやっていることで、仕方がないかと思いますが、この「婚姻・離婚の状況」が、なぜ入っているのか説明をお願いします。
健康推進課長	この検診では、既婚者、未婚者の状況によって、発生の仕方などが違ってくると思います。ですから、問診の段階でお伺いするために、このような項目を置いているというのが現状でございます。
委 員	子宮がんと乳がんの記載項目が違っているのはなぜか。こういったものを委託先に見せる必要はないと思うので、必要な項目以外は渡さないような方法をとったらいいのではないか。 がんの経歴などはすごく大切な問題ですので、このような項目は、滅多に入力しなくてもよいのではないか。目に触れるということは、個人の尊厳というものも大いにかかっていますので、是非これは入れないで、パンチ入力をお願いしたいと思います。
委 員	先ほどのご質問等もあったように、医学的に見て、がんというのは発生要因が大変難しいのですが、特に女性の性器のがんの場合には、結婚や離婚と関係が非常に深いというのが、統計に出てきますので、医療機関では、従来からこういうものはお伺いしているという事実はございます。これを業者まで云々というのは別の問題ですが、内容としては、大変大事なものだとは承知しております。
健康推進課長	前段のご質問に答えさせていただきます。確かにおっしゃるとおり、余計なものまで出す必要はないということは、私どものほうも承知しております。ただ、検診表そのものを、入力データとしても使っておりますので、もし委員がおっしゃったような形をとると、そのために、また帳票を作ってコード化してというような作業も伴ってきますので、それを省略するために、原票を使わせていただいているということです。
委 員	私のほうは、そういうふうに言われると仕方がないと思います。
委 員	私は先ほど委員がおっしゃったように、かなりセンシティブな情報なので、扱いについては、どの程度の費用がかかるとか、そういうものを一応お示しいただいた上で考慮させていただければという希望です。
健康推進課長	すみません。金額については持ってきておりません。ただ、やはり検診費用は結構かかっております。
情報システム課長	委託先としては、情報システム課が契約しているパンチの専門業者を指定してあります。決してデータを外に持ち出すのではなく、区役所の庁内に派遣してもらい、入力業務をしてもらっている業者です。もちろ

	<p>ん、必要な守秘義務等については万全の体制を整えてあります。</p> <p>先ほど、健康推進課長から、検診表を入力原票として使いたいとご説明申し上げましたが、入力原票に関しては、確かにもう少し項目を絞るといったやり方もある訳ですが、私どもが契約しているパンチ業者に対しては、守秘義務等も踏まえてお願いしているというのが現状です。</p> <p>これからセキュリティポリシー等も作ってまいります、そういった形で個人情報保護、あるいはそのセキュリティに関しては万全の体制でやっていきたいということ、情報システム部門として申し添えたいと思います。</p>
委員	庁内でなさるといことですね。
情報システム課長	はい。
委員	派遣がするとおっしゃったのですが、派遣労働者ということではなくて、委託業者に頼んでということですね。
情報システム課長	はい。
委員	これを集めて、区はどういうメリットがあるのですか。こういうものを入力して、何に使おうというのですか。
健康推進課長	使用目的は、年齢階層別の発生状況や、地域的な発生状況などの傾向をつかむということが、大きな目的です。
委員	手紙を出して、検診を受けてもらった人の何パーセントに発見できた、ということがわかるけれども、ではそれがわかったからといって、区としては何かよい対策があるのか、ということになってくるのですが。
健康推進課長	<p>発見された後のフォローという部分については、保健所として直接的にどうということはありませんが、ただ、医療機関をご紹介して、随時早期治療に当たっていただくようなご指導を申し上げることが、今のところ、私どもでできる範囲では精一杯だと感じております。</p> <p>それよりもむしろ、検診事業ですので、事前にそういうものを発見するというほうにウエイトを置いています。</p>
委員	今のご質問に直接関係はないのですが、やはりこの疫学や統計というのは非常に重要なもので、特に性器のがんというのは、今は大変成功率が高いのです。ですから、このようないろいろな情報を見て対応した結果、今は大変抑制率が高いですから、やはり引き続きそういうものを見たいという思いは、医療機関は色濃く持っていると思います。
会長	要するに、結果の集積をするというよりは、検診の作業を進めるというところに重点がある訳ですね。
健康推進課長	私どもは区民の方に統計と、自分の健康の状況とを知っていただくということが、これから健康都市すぎなみを目指す上で、重要な仕事だと思っております。そういった意味で、検診事業に力を入れているというのが、今の実態です。
委員	今までは、がんを早く発見して早く治すという、二次予防医療の面にあったのです。これからは生活習慣で、検診をしたり予防したりという、一次予防が生活習慣病対策となり、婦人の方のがんの場合には大変有力になってきましたので、検診を進めることによって、救われる率が

	非常に高くなるということになるのかと思います。
委員	1から4の項目のみの委託でしたら、逆にこれから検診表を作るときは、4項目だけを離して渡せるような形はどうか。やはり人間がやることですから、何らかの間違いで情報を得た人が何かをするという可能性も否定できないと思いますので、未然に防ぐような方法もとっていただきたいと思います。
健康推進課長	おっしゃることはよくわかります。ただ、この受診表そのものは4枚複写で作ってあります。したがって、1枚はご本人、1枚は医療機関、1枚は区役所、1枚は保存用ですので、いま委員ご指摘の方法がとれるかどうか検討させていただきますが、若干難しいかなという気がしております。
会長	そういう方向で検討を進めていただくということによろしいですか。それでは、諮問12、13は決定。報告12はご報告を受けたことにします。
委員	報告12ですが、「個人情報記録」の8番の、この障害の障という字は変換ミスでしょう。
健康推進課長	障害は「傷」という字に訂正をお願いいたします。団体の傷害保険等の加入の有無です。申し訳ございませんでした。
会長	字句の修正を行い、報告12は受けたということにいたします。次に、諮問15、報告13、14についてお願いします。
	諮問第15号・報告第13号・報告第14号
情報システム課長	諮問第15号について説明
区長室副参事	報告第13号・報告第14号について説明
会長	ご質問、ご意見等特にございませぬか。それでは、諮問15号は決定。報告13号、14号は受けたということにいたします。 次に、諮問16号、報告15号、16号について一括して説明をお願いします。
	諮問第16号・報告第15号・報告第16号
情報システム課長	諮問第16号について説明
区長室副参事	報告第15号・報告第16号について説明
会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問ございますか。
委員	資料3の27頁下の、認定就学者という用語説明の欄に「盲・ろう・養護学校に就学すべき障害」とありますが、自閉症や学習障害の方が、こういった形で入るのか。この方たちは入らないのか。それから、資料2の35頁の「認定就学者でなくなった場合」というのはどういうことなのか、説明をお願いします。
学務課長	認定就学者には、LDやADHDなどという方は一応入っておりません。認定就学者であるお子さんが最も教育を受けるよい環境として、特別な場、養護学校等で教育したほうがいだろうと認定をした訳ですが、そういう状況がなくなった場合、認定就学者でなくなる。 あるいは、認定就学の場合には、そういったお子さんでも、ある学校によっては条件次第では通常学級に通える。あるいは身障学級に通えると認定をした訳で、そういった条件がなくなった場合には、認定就学者

	でなくなるといったような考え方のものです。
委 員	報告 16 で、「収集の方法は本人」とあるのですが、自動交付機の監視カメラが回っていることを利用する人が、どういう形で同意することになっているのでしょうか。
区民課長	監視カメラについて、作動中である旨を、その実際の設置している所に表示して、本人の同意を得たものと考えていきたいと思えます。
委 員	報告 16 で、証明書が取れるのはいいのですが、取ったものには、間違いがないという区長の判などが押されてくるのですか。
区民課長	公印は押されており、一般の証明と異なるところはございません。
委 員	窓口でもらうのと同じものが出てくるということですか。
区民課長	内容は同じです。
委 員	写しを持って行くと、これは本物ではないから駄目だ、と言われることがあります。これはそういう写しではないのですね。
区民課長	自動交付機の文書にも公印が押されて証明されます。
会 長	他にございますか。ほかになれば、報告 15、16 は受けたことにして、諮問 16 は決定ということにいたします。 現在審議の途中ですが、最初に事務局から説明がありましたように、住民基本台帳ネットワークについて、実施機関より、経過報告並びに意見聴取をいたしたいという申し出がありますので、その後この関連する、最初に出た諮問 17 について審議を行うことにしたいと思えます。実施機関から説明をお願いします。
住基ネットワークシステム経過報告	
区民生活部長	「住民基本台帳ネットワークシステム 資料」に基づいて説明。
区長室副参事	「住民基本台帳ネットワークシステム 資料」に基づいて説明。
会 長	ただ今の経過報告と説明について、ご質問、ご意見等ありますか。
委 員	議事進行について伺います。今の件は、念のために確認しておきたいのですが審議会条例との位置付けはどう受け止めていいのか、ただ聞いておけばいいのか、条例の関係からどうなっているのでしょうか。
区長室副参事	これまでも、それぞれの節目に応じて、経過については報告させていただきました。平成 13 年には、住基プライバシー条例を制定するにあたり、事前に正式に諮問、答申をいただき、それを踏まえて条例を作成した経緯がありますが、今回については、実施機関からの経過報告という、広い意味での情報提供をした上で、皆さんからのご意見を頂戴したいといった趣旨です。
委 員	「ご意見を頂戴したい」というのは、条例のどの辺りなのですか。そのところははっきりさせておきたいのです。
区長室副参事	審議会条例第 2 条に所掌事項がありますが、電子計算組織の管理運用に関する基本方針について、区長からの諮問に応じ答申するという、審議会条例の第 2 条第 2 号ということにさせていただきたいと思えます。
委 員	要するに、諮問があったときに意見を言う。その条文から見た場合に、今の一般的な説明の中で意見を言う権限が、この審議会にあるのかどうか。その辺りはどう解釈するのでしょうか。
委 員	諮問の 17 をやってもらえば、関係が出てくるかと思えます。

区長室長	2年ほど前もこれと同じ議論が出てきまして、そのときもお話をしたのですが、然るべき時期に、諮問するにあたり適宜報告させていただく。それは、住基ネットといっても、結局、杉並区の電子計算組織を使いますので、その運用に係る重要事項について、今日の段階では個人情報の審議会としてのご意見をいただく訳ではありません。報告申し上げて、それぞれ適宜、今後の諮問、答申という局面が、これから出てくるかもしれません。それに向けて、今日の段階ではこの報告について、委員の皆様方に忌憚のないご意見を賜りたい、ということです。
委員	審議会としての意見ではなくて、個人としての意見があれば聞いておこうと、そういう意味に理解しておけばよろしいですね。
区長室長	そう思っています。
会長	それでは、先ほど出たご意見にもあったように、具体的な諮問 17 がある訳です。それとの関連でご意見を述べていただくというほうが、妥当ではないかと思うのですが。
委員	そここのところははっきりさせておかなければいけない。
会長	私もそう思います。
委員	覚悟してやらなければいけませんから。
委員	審議会意見という訳ではないので、審議会でこのような意見があったという集約も、また難しいのではないかと思います。
委員	集約しないものを、ここで聞いて、審議会のご意見としてはこうだったという発表は、ちょっと行き過ぎになってしまうのですよね。
区長室副参事	諮問の一番最後に諮問 17 があります。諮問 17 にあたって、その諮問の前提として、やはり事前に説明したほうが、その諮問 17 の審議というものを理解していただきやすいと考えますので、前提ということで経過報告をし、質疑・ご意見を頂戴するというのはいかがですか。
委員	いまの趣旨ですと、前提となる環境条件について、質問はいいと思うのですが、この諮問以外の意見というのは、その条例の趣旨から言うとちょっとおかしい。この調査会についての意見や質問はどんどんします。私は条例の面からそれをやっていいと思うのです。しかし、それについての意見をこの諮問 17 に関連して求めるというのは、ちょっと行き過ぎのような感じがしますが、どうでしょうか。
委員	先ほど区長室長が、然るべき時期にこの審議会に対して意見を求めることがあるかもしれない、というような言い方をされましたが、それはいつですか。そういうことがあるのであれば、この諮問 17 号を淡々と審議をするということでもいいと思います。今、部長や課長が説明されたのは、審議会として何か決定をするということではなくて、私たちはやはり区民の代表として参加をしているのだから、法律的に専門家であろうとなかろうと、きちんとした立場でここに出て費用弁償をもらっている訳です。これから区長が自分の姿勢を決めるのに、この審議会の意見を広く聞いてみたいということではないですか。
委員	要するに、この審議会は個人情報の保護の審議会ですよ、今、国のほうでそういう法律もできました、個人情報を保護する上で、こういう情報を流していいものかどうか、今までの経過はこうでした、それで一

	<p>応、皆様のお耳に入れておきますので、今後、区長が諮問したときには今までの事情、知らせてある情報をもとにして、その諮問に答えてくださいということではないですか。そういうことを言うのは、この席上ではいけないということはないと思うのです。</p>
区長室長	<p>今後この住基ネットの取扱いの問題で、諮問することになるかどうかについては、今の段階ではなんとも言えません。ただ、ちょうど2年前に同じように議論されたという経過がありました。いずれにしてもこの杉並区の電子計算組織の運用の重要事項に係わって、ご意見を頂戴するような機関がないという状況の中で、極めて厳格にこの審議会条例の条文だけをやると、諮問答申ということしかありませんが、それに絡めてご意見を聞かせていただきたいということはこれまでもありました。そういう考えで今日、前回に報告した以降の経過を説明して、それについての調査会議等の報告も受けましたので、それについての現時点でのお考えを、それぞれの委員の立場でお聞かせいただければありがたい、ということです。</p>
会 長	<p>要するにそうすると、ここの委員の意見を聞きたいというのが、実施機関の希望な訳ですね。</p>
区長室長	<p>はい。</p>
委 員	<p>私も、たぶん住基ネットについての審議会に、区のほうから何か意見を求められるのではないかとってはいたのです。ほかの審議会等々や諮問機関の中で、個人情報保護法案ができた段階で、区の方向性に対して何らかの意見表明ができる場所は、区議会を除けばほかにはないから、ここに持ってこられるのかと思っていました。また、臨時審議会のようなものが、5月の末に出てくるのではないかと、とも考えておりましたくらいです。</p> <p>ですから別の機会に時間を設けてやるということではできないでしょうか。もう5時ですし、みんなの意見1人ひとり聞いていけば、たぶん、まちまちな意見になり、かなり時間がかかります。また、今の説明に対して質問も全然していません。質問を聞いて、それから個々の意見を話していくということになると、たぶん1時間ぐらいでは済まないかと思うのです。これから諮問17を説明されるでしょうが、まだ決まっていないことなのに、なぜ通知書の委託の話が先に出てくるのか、という質問をするつもりでした。ですから簡単に皆さんの意見をお聞きしますと言われても、今日はじめて、どちらかと言うと選択性、両方あるという区の方向性が示され、進めてもいいという人もいるし、でも問題が多いという人も多いという話になれば難しいのではないかとと思うのです。会長の判断にお任せしたい。</p>
区民生活部長	<p>私のほうから、この審議会のご意見を聞かせていただければとお願いしましたので、改めて申し上げさせていただきたいと思います。言葉が適切ではなかったかもしれませんが。審議会という形での、この会としてのご意向を頂戴したいということではなくて、こういう個人情報の問題に日常的、専門的に携わっていらっしゃるこちらの委員の方々が、この問題についてどのようにお考えになるのか、皆様方のご意見を全体として把握させていただきながら、区長が、とりあえずこの段階での判断を</p>

	<p>する上での参考にさせていただければということをお願いしました。ある意味では、この場に出てきているご意見自体が、私どもにとっては、いろいろな方々のこの問題についてのお考えのひとつの現れかとも存じますし、そうしたことも含めて、またこれから諮問事項 17 のご審議等も通じながら、区長が判断をする上での参考にさせていただくという意味では、私どもは貴重なものだと思っております。</p> <p>したがって、これは会長さんの運営にお任せする以外にない訳ですが、ご質問等があればお答えしますし、また、今日はその辺りまでにして、今日出た範囲で区長が判断する参考にしてくださいということであれば、そのようにもしますし、いずれにしても私どもにとっては、どういう形であれ、この場でいろいろ出されているご意見を、それぞれのご意見として参考にすべきだと、そのように理解しているところです。</p>
委員	<p>今説明がありました。諮問 17 というのはここに書いてあるように、コード番号を通知する仕方の話になっていますから、まず前提が決まっていなければ、今日ここで結論を出すことは、見送ったほうがいい。</p>
会長	<p>意見を述べるのは、1時間やそこらでできると思うのですが、具体的に諮問 17 ということになる、今度は審議会としての意思決定になる訳です。そここのギャップをどう埋めていくのか。ちょっと時間的にどうかと思います。</p>
委員	<p>この個人情報審議会に聞かれていることではない意見をそれぞれが言ったとして、それは意味がないことではないかと思うのです。</p>
会長	<p>しかし、実施機関がほしいと言われているので。</p>
委員	<p>審議会として意見をほしいと言っている訳ではない。</p>
会長	<p>審議会ではなくて、委員の皆さんのご意見を承りたいと言っている訳です。ですから、行政に協力するかしないかという問題です。</p>
委員	<p>それを言ったところで仕方がないのではないかと。</p>
会長	<p>言ったところで仕方がないというその問題と、17 の問題とはちょっと違うと思うのです。</p>
区長室副参事	<p>それでは、今までの報告は報告としてさせていただいた上で、直ちに諮問の 17 に入らせていただきたい。実施機関のほうからは、とりあえず諮問 17 を上程させていただいて、ご審議をしていただくということではいかがでしょうか。</p>
委員	<p>でも最初は、諮問の 17 についての説明ということでお伺いすることの了承が得られていると思いますが。</p>
区長室副参事	<p>ただ今、部長から報告をいたしましたので、それを前提に諮問の 17 を説明し、ご審議をいただくということではいかがでしょうか。</p>
会長	<p>それは、審議会として、何らかの結論は出ますよね。最初に申し上げたように、そのほうが現実的かもしれないと思うのです。</p>
委員	<p>一応進めていただいて。</p>
会長	<p>それでは、副参事から意見がありましたように、諮問 17 について事務局から説明していただいて、これについての意見を、審議会としてまとめるということにしたいと思っております。</p>

諮問第17号	
区長室副参事	諮問第17号について説明
会 長	ただ今の説明についてご質問、ご意見等ありますか。
委 員	先ほど委員からの指摘がありましたとおり、前提条件が、これですと全区民に通知するということになります。住基ネットにどういう形で参加するかということが、まだ区の方針も出されていない段階ですので、これについては保留にさせていただければ。これを認めてしまうと、前提が参加・接続という形になるかなと思うのです。
委 員	そうではなくて、伝えられるところによると、仮に区長の決定が来週ぐらいに出ると聞いてはいますが、先ほど区民生活部長が言われた選択制、選択制といっても、横浜方式の選択制もあるし、あるいは、参加したい人だけが登録する選択制というものもある訳です。これは全く別もので、総務省もこれについてはまだいろいろ考え方があると思うのです。だから有り体に言えば、どのような選択肢を取るにあたって、8月25日から本稼働が始まるから、事務方としては、それに備えてこの件だけ、どういうことになって諮問17号として提案をして、認めていただきたいということではないですか。
区民生活部長	お願いしていることはそういう趣旨です。
委 員	ですから、この諮問を諮問どおりに答申したからと言って、今後、文字どおり選択制を選択できなくなるとか、全部参加しなければいけないということとは、全く違うということですよ。
区長室長	おっしゃるとおりで、これは政令で、8月25日に動き出すということは決まっていますから、今後自在にこの審議会を開いてもらえばいいんですが、なかなかそうもいきませんので、いろいろな事態を想定して今のうちに答申をいただきたい。委託予定年月日だけは、平成15年7月以降という記載をしていますが、どういう結論になるかわかりませんが、それを受けた問題として、今の時期に答申をいただきたいということです。
委 員	先ほどのこちらの資料も含めて質問します。アンケート集計結果で1,255件とパーセンテージもご説明をいただきましたが、前回は何件でしたか。
区民生活部長	前回はこのアンケートだけではなくて、ホームページに基づく「一問調査箱」も含めて5,200件ほどだったと記憶しています。今、資料がありませんが、82%ほどだったとっております。
委 員	ということは一応、そういう推移は比較できないという解釈でよろしいですか。
区民生活部長	データを掘り起こしますと、今回とある意味で同じです。広報紙での呼び掛けに対する答えという部分だけの数字を出すこともできますが、いずれにしても選択肢が違います。したがって、大まかな傾向としてこうだ、ということでは、比較はできないものと理解しております。
委 員	先ほどの話に関連して、準備作業だけの確認はしてほしいということで了解してよろしいですか。
区民生活部長	今回お願いしているのは、先ほど委員からお話いただいたとおり

	で、区長が来週どういう方針を出すにしても、8月25日からの2次稼働ということ自体はもう国の方針であり、政令で定められたものですので、何らかの動きをせざるを得なくなってくる。その際にどういう選択肢を取るにしても、それに対応可能なように、住基コードの通知ということ、やるのであれば可能だという状態はつくらせておいていただきたいということです。
委員	補足ですが、当然この審議会で答申をされていて、いくつかの選択肢がありますが、住基ネットに今後も全く繋がらないことを求めるという委員は、もちろん反対ということにならざるを得ないと思いますね。
会長	ですから経過報告とこの問題とは、直接的に関連性はないのです。
委員	住基ネットに、ノーという選択肢もある訳ですね。それと、例えばこの諮問をOKしたということの整合性はどうなっているのか。
区民生活部長	無責任にこういう諮問をさせていただいているように取られるとちょっと困るのですが、まだ、きちんとした方針が定められていない今の状況の中で、やはり準備可能なことだけはお願いをしたい。ただ、その選択肢の中には、引き続き、当面、不参加を継続する。そうであればこの諮問を、仮に良しとしていただいたとしても、いつまでになるかわかりませんが、この諮問を生かさないうで、そのまま継続させていただくというようなことも、当然入ってくるものかと理解をしております。
会長	それは実施機関としてですね。
区民生活部長	はい。
会長	非常に乱暴な言い方をすれば、全部区長にお任せする。区長の腹で決めるということになりかねない。
区民生活部長	決して私ども、そのようなことを申しているつもりはありません。ただこの問題は、いろいろなご意見を伺いながら、やはり区長が、区の行政責任者として判断すべきものだと考えております。その中でどのような判断をするにしても、引き続き不参加を継続するという、あるいは参加の方向での決断をした場合には、直ちにこの住民票コードを何らかの形で通知するということが、どういう形態にせよ出てきますので、そういうことの可能性を認めておいていただければということで諮問させていただいております。
委員	結局どちらになるかわからないが、準備はしておきたいので、皆さん、この諮問にご同意いただけるかどうかと。簡単に言うとそういう話ですよね。
区民生活部長	そういうことです。
委員	そういう考え方なので、この諮問に対して、賛成か反対か、この2つしかないのです。もう議論はここで出てきてしまった。話もわかったし。これ以上やっても同じことです。ですから先ほどから言うように、参加する時にはまた諮問をするというような、その時に、それは反対であるなど、皆さんそこで意見をはっきりさせればいいのではないですか。今日のところは、そういう事情なのです。諮問にかけます、ひとつご判断ください、ということで議論をされたほうがよろしいのではないかと思います。

委員	仮に、参加しなかった。でも 10 年後に参加しようと言ったときに、この諮問が、再び出てくると解釈すべきでしょう。
委員	資料 3 の 30 頁の「事務事業の概要」の所です。「規模」という形で「全区民」「世帯数」というような、この書き方をしている、その対象だということで、外部委託が前提になるということは、全く住基ネットに参加しないということは言い切れないのではないかと。実際に 3 . 全区民 51 万人と出ている中で、どういうふうにするかという判断になってしまうと、結果的には賛成したという形に思われませんか。
会長	そこもまた別なのです。
委員	そこはいいですかと説明されたから大丈夫です。
会長	これはこれで、いざという場合のために必要なのですよ。ですから、住基ネットに賛成か反対かという問題とは直結しないのです。
委員	全く関係がない。
委員	全く関係がなくはないですね。
委員	いや、ここに結びつくか、結びつかないかということとは関係がないということです。
委員	大いに関係があるでしょう。反対している人は明確に反対するし。
委員	会長、これで議事を進めていただいて、諮問するかしないかを決めていただきたいと思います。
会長	皆さんご意見はもうよろしいですか。
委員	これは世帯別に配付なのか個人別に配付なのか。DV の関係などで問題が出た自治体もあるようなので、その辺を伺いたいのですが。
区民生活部長	どれだけの数になるかということもまだわかりませんが、送るとすれば、私どもとしては個人宛てに送りたいと考えています。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
会長	それでは、諮問 17 について、決を採りますか。
委員	是非採っていただきたいと思います。
会長	ではこの諮問 17 について、了解という方は挙手をお願いします。
挙 手	
会長	了解が 11 人。了解せずという方は 4 人。それでは審議会としては諮問 17 の結論は決定ということにいたします。 諮問、報告事項はこれで全部終わった訳ですが、あと、答申書の作成等があるので、若干ここで休憩したいと思います。
休憩、答申案配付	
会長	では再開いたします。席上に答申案が配付されていますので確認をお願いします。この答申案でよろしければ、審議会答申として決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なしの声)
[ 答申了承 ]	
会長	ではこれで決定ということにいたします。事務局から区長あてに答申文を渡してください。
区長室長	どうもありがとうございます。
会長	他に事務局から何かありますか。

<p>区長室長</p>	<p>事務局としては特に連絡事項はありません。前回のこの審議会の折に、ご挨拶しておりますので、あえて申し上げることはありませんが、本当にこの2年間、区民の個人情報にかかわるご審議、またご意見等を賜り本当にありがとうございました。また任期が変わりますが、区民のプライバシーの保護を支える審議会として、後任の方々、また、メンバーとして引き続き重責をお願いすることになる方々がいらっしゃるかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。</p>
<p>会 長</p>	<p>私からは前回お話ししましたので省略いたします。それでは2年間、ありがとうございました。本日はこれで終了いたします。</p>